

- 管理番号30(豊田市)及び108(神戸市)の提案は、新たに住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の利用を可能とすることで、住民票の写しの提出を不要とすること等を求める提案。
- この提案について、内閣府において、豊田市と神戸市に加え、総務省とも意見交換を行い、この際、分野横断的に見直しを行ってはどうかと考えているところ。
- このため、総務省及び内閣府において、各提案の中で示された具体例(更生保護法、河川法及び道路運送法に基づく事務)に限らず、住基ネットの利用が想定される事務について、各府省等に対して次のとおり調査を行う。

<調査時期> 令和6年6月下旬～8月

1. 各府省向け調査

調査対象: 全府省

調査内容: 法制度上の事務で住基ネットの利用が想定されるもの(住民票の写しを必要とする手続、公用請求による最新住所調査等)



2. 自治体向け調査

調査対象: 都道府県及び指定都市

調査内容: 上記1で回答のあった事務等に係る住基ネットの利用ニーズ

※ 関係府省からの第1次ヒアリングにおいては、各提案に例として記載されている事務を対象として、関係府省からヒアリングを実施することとしたい。